

75歳以上で医療保険料の均等割9割軽減 (年金収入80万円以下)の皆さんへ

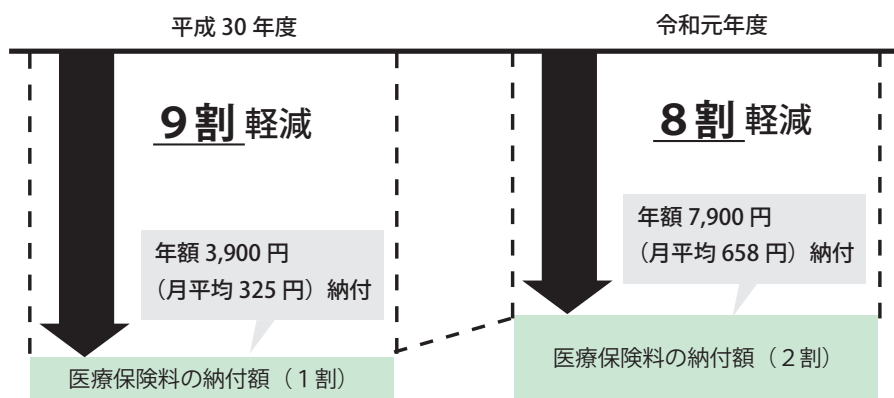
※65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで特例措置により9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減(注)に変わります。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化(月平均400円軽減)されます。所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、年金生活者支援給付金(基準額月5000円)の制度が始まります。

各制度の詳細については、それぞれの担当へお問い合わせください。

(注)翌年度以降は特例措置に対する国庫補助が完全に廃止され、本則の7割軽減に変わります。



9割軽減 ↓ 8割軽減に

後期高齢者医療保険料

○介護保険料軽減は、住民税課税者が同居している場合は対象外となります。

○老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間などにより異なり、基本的に10月・11月分を12月(年金の支払日と同日)に振り込みます。

○医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

介護保険料額が変わります

令和元年10月から消費税率10%への引き上げにあわせて、低所得者の軽減強化を図るため令和元年度から介護保険料の第1段階～第3段階の金額が変更になりました。保険料額の変更は下図の表のとおりになります。

所得段階	対象者 ※第4段階～第13段階の保険料は変更ありません。		基準額に対する割合		介護保険料(年額)	
			変更前	変更後	変更前	変更後
第1段階	非課税世帯	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・年金収入などが80万円以下	0.45	0.375	28,740円	23,950円
第2段階		年金収入などが80万円超120万円以下	0.75	0.625	47,900円	39,910円
第3段階		年金収入などが120万円超	0.75	0.725	47,900円	46,300円

問い合わせ

- 後期高齢者医療制度について……国保年金課 ☎ 58-2111 (内線 4407)
- 介護保険について……………介護福祉課 ☎ 58-2111 (内線 4303)
- 年金生活者支援給付金について…ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165